

宮城県土木部重層下請改善モデル工事実施要領

(趣旨)

第1 建設産業の特性上、一定の下請構造は不可避であるものの、行き過ぎた重層化は、間接費増加による生産性の低下や労務費へのしわ寄せを生じさせるとともに、施工責任の不明確化からくる品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性の低下など、様々な影響や弊害が指摘されている。

本要領は、地域建設業における重層下請構造改善に向けた課題を把握するとともに、建設産業の健全化による人材の確保・育成を図るために宮城県土木部が試行する「重層下請改善モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 モデル工事は、発注工事の種類「土木一式工事」「建築一式工事」とし、現場条件等の施工性を勘案して発注者が対象工事を選定するものとする。

(実施方法)

第3 発注者は、第2において選定したモデル工事の実施に当たり、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示するものとする。

2 受注者は下請契約を締結するときは、土木一式工事は下請次数を原則2次、建築一式工事は3次(以下「下請次数制限」という。)までとする。

3 受注者は可能な限り下請次数の抑制に努めるものとするが、やむを得ず下請次数が土木一式工事は3次以上、建築一式工事は4次以上になる場合は、下請契約締結後、別紙2の重層下請理由書を提出するものとする。

4 モデル工事の対象期間は、着手日(準備期間を含む)から工事が完了した日(後片付け期間を含む)までとする。

(アンケート調査の実施)

第4 受注者は、工事完成後、速やかに別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

2 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査の回答を速やかに宮城県土木部事業管理課技術企画班に提出するものとする。

(工事成績考査等)

第5 発注者は、受注者が下請契約を締結した下請次数が下請次数制限以内であれば、別紙3に基づき当該工事の工事成績考査において加点評価するものとする。

2 発注者は、受注者が下請次数制限を超え下請契約を締結した場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行し、令和2年8月3日以降に入札公告する工事から適用する。